

独立した第三者保証報告書

2025 年 9 月 8 日

セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員
前田 一彦 殿

株式会社サステナビリティスタンダードパートナーズ

日本・東京
代表取締役 西村 寿紀



保証の対象及び目的

当社は、セントラル硝子株式会社（以下、「会社」という。）のウェブサイトの www.cgco.co.jp/sustainability/environment ディレクトリ以下に作成された「第三者保証」のウェブページ（以下、「ウェブページ」という。）に記載されている 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間の✓マークの付されている GHG 排出量（Scope1, 2）（以下、「GHG 排出量情報」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた GHG 排出量情報の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的検証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements) に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてウェブページの開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- ウェブページに記載の GHG 排出量情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム及び関連資料の確認
- GHG 排出量情報に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- GHG 排出量データの算定基礎となる、集計データに対する分析的手続の実施
- ウェブページの作成及び GHG 排出量情報の算定に関わる主な担当者へのインタビュー
- 会社の定める規準に従って GHG 排出量情報が把握、集計、開示されているかについて、サンプリングにより入手した根拠との照合並びに再計算の実施

- リスク分析に基づき選定したセントラル硝子プロダクツ株式会社の松阪工場における現地往査
- GHG 排出量の表示の妥当性に関する検討

保証の結論

上述の保証手続の結果、ウェブサイトに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。なお当社は、本検証業務に限らずグループレベルで組織と財務上の関連性がないことを表明する。